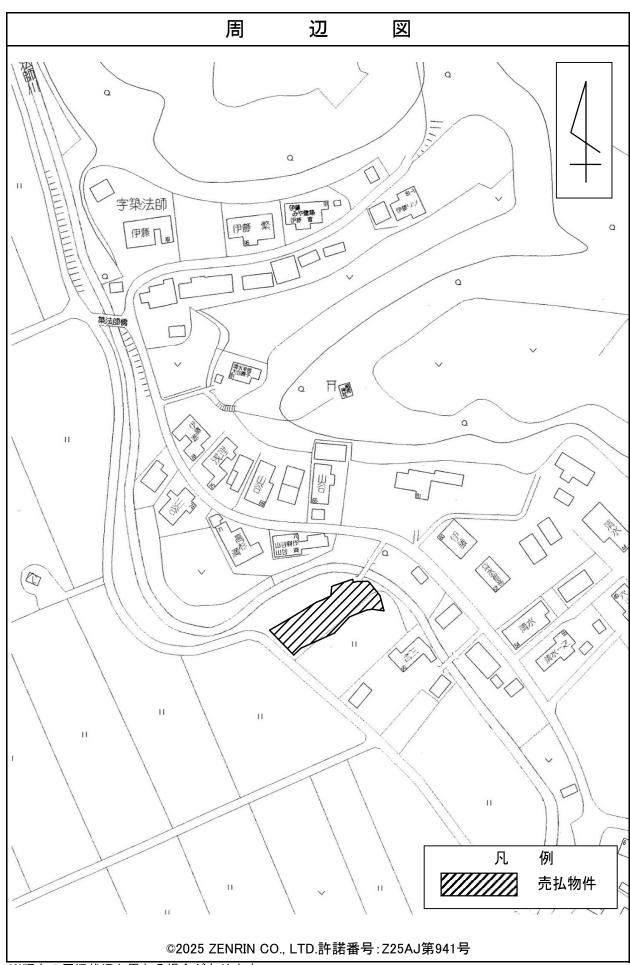
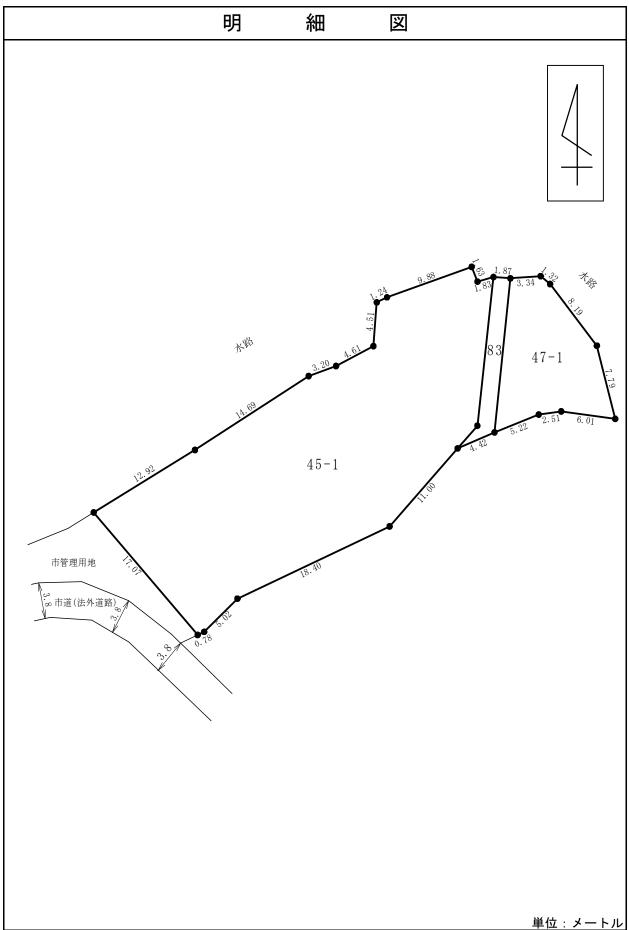
## 物件番号 220

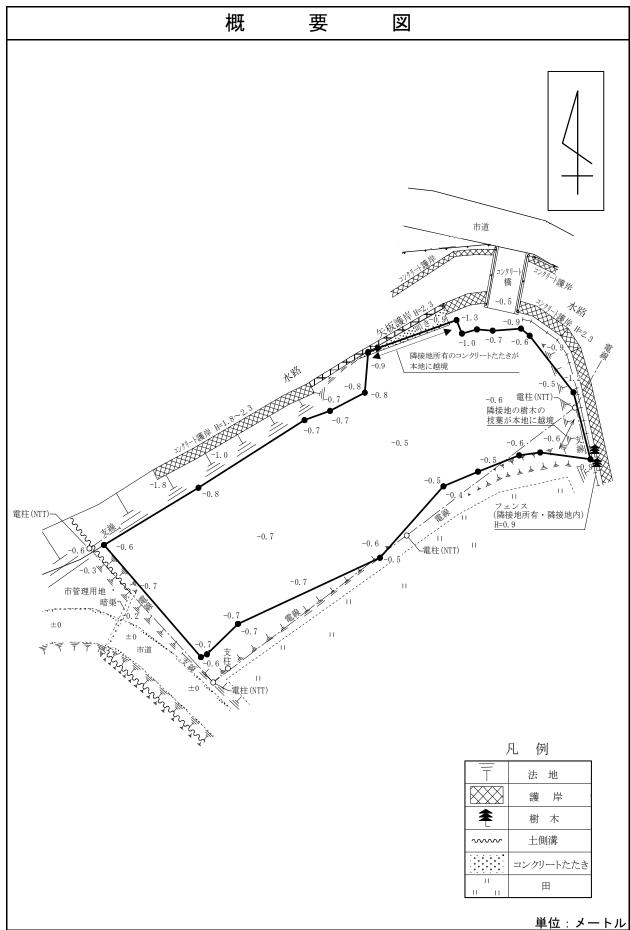
所	在 地	秋田県	、能作	代市朴瀬	字坂	下 4 5 - 1	外2筆					
住	居表示	÷										
現況地目		宅地見込	宅地見込地		898. 80 m²						_	
及び面積等			_						7	立木竹		
地		番 45-	45-1			83				<del>                                     </del>		
登記簿地					也	雑種地				<u> </u>		
記載事項					ก์	33 m²						
		番	_							<u> </u>		
		也目 汝 <b>量</b>		<del> </del>				_		<b>↓</b>		
3		里 <b></b> 西側				 幅員約 3.8 m			(法外道路	<u> </u> 烙)		
接面道路		H 1/4		舗装市道	HIDSON OF STATE					ш,		
の状況												
ļ												
	建築基準法	都市計画区域外 用途地域										
		地域・地区 指定なし										
法令に基づく制		建ペル率 指定なし										
			容積率 指定なし									
			高度制限 指定なし									
ずづん			防火指定 指定なし									
制			建築基準法第22条第1項(屋根性能) 建築基準法第23条(外壁) 秋田県の景観を守る条例 秋田									
限	その	保座クトムバ	県屋外広告物条例									
	の他											
	,_							N	- 四本「法	口彩明書	西: 乡四	
私道	L の負担等	等 私道負担	*別葉「補足説明事項」参照   私道負担   無   負担の内容									
に関する事項				負担の内容	<del></del>							
									施設整備の			
供給処理		供給処理施設	給処理施設 配管		l	施 設 整 備 状 況			特別負担の有無			
				道路配線 有						_		
⇒n.	laws		接面道路配管無									
施設の概要 交通機関		公共下水道				浄化槽設置 可						
/\chi=	共施設			市役所	<b>一</b> 次mi		*54. 5KIII 代小学校	1	- 古垂	中学校		
147		+実測数量と			っていま			 レかります		:十十亿		
	<ul><li>本地区</li></ul>	内には、上水	実測数量と登記簿数量が異なっています。なお、契約数量は実測数量となります。 こは、上水道の配管がされておりません。使用の場合は北側市道内の公設管からの引込工事を行うことで供									
ļ			接地所	r有者の同意/	が必要と	となります。(詳終	畑については、育	能代市都市	ī整備部水	道課までは	お問合せ	
	下さい)		, こNTT東日本(株)の電柱1本、支線1本が設置されており、国との間で貸付契約が締結されています。									
	このたと	り、本物件の	. 本物件の売買契約には、引き続き当該契約期間満了日まで使用を承諾する旨の特約を付します (詳細に~									
参	参 いては、NTT東日本(株)-東北秋田支店までお問合せ下さい)。								*4.ドフ相	への砂肌	ヘコズ丛	
・本地内上空をNTT東日本(株)所有の電線が通過していますが、建物建築等で支障が生   考 については、NTT東日本(株) −東北秋田支店までお問合せ下さい。なお、移設が可能な												
Ĭ.	負担となる場合があります。											
事 ・本地北側の水路に前所有者が設置したと思われる橋が架かっておりますが、当該橋を通行するこ 理者の同意を得ています。 (詳細については秋田県能代地区土地改良区までお問い合わせ下さい)										て水路管		
項			で得ています。(詳細については秋田県能代地区土地改良区までお問い合わせ下さい)。 則市管理用地から新たに進入口を設置する場合は、道路法第24条による道路管理者の承認及び所轄警察									
	署の道路	各使用許可を	受ける	5必要がありる	ます。な	なお、工事費用は甲	申請者負担とな					
					課までお問合せ下さい)。 置されています。							
	* 平地(	こは、歴八別	エのた	_ 《ノリノ州[ル・記】	旦己なし	、 レ ' エ タ 。						



※現在の周辺状況と異なる場合があります。



<u>単位:メートル</u> ※法令等に基づく区域指定線等については概略線であり、必ず入札参加者ご自身において関係機関にご照 会ください。



| | ※工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。物件は現況有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。